

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	焼骨の改葬・分骨	
根拠条例等・条項	堺市霊園条例施行規則（以下「規則」）第15条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 霊園使用許可証の原本が提示され堺市霊園焼骨等改葬・分骨届により申請しているか。 （規則第15条第1項）</p> <p>2. 申し出が改葬にあたるものである場合は改葬許可証の原本を又、分骨にあたるものである場合は焼骨埋蔵証明書を提示しているか。 （規則第15条第2項）</p> <p>3. 代理人による申請の場合は委任状の添付があるか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日
	標準処理期間を設定できない理由	